

令和4年度 第6回天童市農業委員会総会 会議録

令和4年9月13日（火）午前10時 第6回天童市農業委員会総会を農業センター大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	佐藤悦雄	2番	須藤隆司
3番	那須桂子	4番	松田康政
5番	仲野真	6番	三宅藤義
7番	高橋昭義	8番	五十嵐晋
9番	今野滋	10番	太田博巳
11番	梅津節子	13番	細矢幸市
14番	小川晋	15番	武田仁
16番	清野貢市	17番	荒沢亨
18番	五十嵐慶一	19番	堀越重助

2 欠席委員

なし

3 出席事務局職員

事務局長	結城誠一郎	事務局長補佐	結城篤彦
行政主査	浅井宏一郎	主事	大貫彰太
主事	海老名美咲		

4 議事日程

第1 農業委員会憲章朗読

第2 開会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告（農地常任委員長、広報編集委員長）

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答」

「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」

第6 議事

- 承認第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について
- 議第20号 農地法第3条の規定による許可について
- 議題21号 農地法第4条の規定による許可について
- 議第22号 農地法第5条の規定による許可について
- 議題23号 令和4年度第6回農用地利用集積計画について

第7 閉会

5 議 事 録

午前10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る9月6日付け天童市農業委員会告示第11号をもって招集しました、令和4年度第6回天童市農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

本日の議事進行は、総会資料を事前に配布しておりますので、日程第5の事務処理報告は読み上げを省略し、日程第6の議事のうち、「承認第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」、「議第20号 農地法第3条の規定による許可について」及び「議第23号 令和4年度第6回農用地利用集積計画について」は、集約説明とします。

本日の議事進行について、このように取扱うことに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

御異議がございませんので、そのように取扱うことに決定しました。

議 長 　　**日程第3** 議事録署名委員の指名を行います。

1番 佐藤 悦雄 委員

3番 那須 桂子 委員

両委員にお願いします。

議 長 　　**日程第4** 委員長の報告を求めます。細矢幸市 農地常任委員長。
細谷委員 9月8日、第4回農地常任委員会を開催しました。過去3年間の新

設農家の追跡調査を行いました。1件休耕中になっているのが見受けられましたので、今後文書で意向を確認することになりました。

他2件の農家については特に問題なしと判断されました。この新設農家の農地の権利取得については、来月の総会に農地法第3条の議案として上程し報告申し上げます。

議 長
今野委員

次に、今野滋 広報編集委員長。

9月5日、第1回広報編集委員会を開催しました。

内容は11月に発行予定の農委広報125号についてです。先に行いました行政視察については清野委員、小川委員、五十嵐慶一委員の方をお願いすることに決まりましたので、よろしくお願いいたします。

議 長
事務局長

日程第5 事務処理報告を求めます。

総会次第の事務処理報告を御覧ください。8月15日から本日の総会までの事務処理状況となっています。御確認をお願いします。

次に総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答（報告）」です。件数3件、合計面積1,056.00㎡です。

2ページ、「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」です。件数1件、合計面積1,968.00㎡です。

4ページ、「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書（相続等）」です。件数7件、合計面積46,586.00㎡です。

6ページ、「農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数1件、合計面積618.00㎡です。

同じく6ページ、「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数2件、合計面積2,661.00㎡です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から事務処理報告がありましたが、皆様から御質問等はございませんか。

（質問なし）

質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長

日程第6 議事に入ります。承認第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」を上程します。事務局の説明を求め

ます。

事務局 (総会資料に基づき説明。)

議長 ただいま説明がありましたが、皆様から御質問等はございませんか。

今野委員 5番～8番の解約事由に耕作不便のためとありますが、この理由だと返された人が困るのではないかと思うのですがいかがですか。

議長 事務局。

事務局 ただ今ご指摘があった件ですが、これは(株)水戸部稲造が中間管理機構を介して田麦野の田を借りていたのを解約したというものです。このような事例は以前にもありました。解約後についてはさしあたりご自身で管理することになっており、その後のことは検討中です。

議長 今野委員よろしいですか。

今野委員 はい。

議長 その他、ございませんか。松田委員。

松田委員 山口・田麦野地区については中山間地域の対象地域になっています。この件は2018年10月18日の総会で10年間借りる契約を結んでいました。酒米を作っておりましたが一反歩5俵も生産できないということで解約に至っております。また農林課と実行組合の方で田の後については畑地化、刈り取り等協議を進めているところです。

議長 その他、御質問等はございませんか。

(質問なし)

議長 お諮りいたします。承認第9号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

御異議なしと認め、承認第9号は、承認することに決定しました。

議長 議第20号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 (総会資料に基づき説明。)

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、2番、細矢 幸市委員。

細谷委員 1番、昨年の新規就農者で遊休農地を借りたものですから、現金収入が得られる場所ということでさくらんぼの成木がある場所を借りたということです。申請事由のとおり問題ありません。2番も申請事由のとおりです。

議 長 3 番、4 番、今野 滋委員。
今野委員 申請事由のとおり問題ありません。
議 長 ただいま説明がありましたが、御質問等はございませんか。
(質問なし)
議 長 お諮りいたします。議第 2 0 号は、申請のとおり許可することに御
異議ございませんか。
(異議なしの声)
議 長 御異議なしと認め、議第 2 0 号は、許可することに決定しました。

議 長 議第 2 1 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程しま
す。事務局の説明を求めます。
事 務 局 (総会資料に基づき説明。)
議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。仲野 真委員。
仲野委員 事由のとおり問題ありません。
議 長 続いて、調査会委員の説明を求めます。五十嵐 慶一委員。
五十嵐委員 現地調査を行いました。許可相当に当たると調査会で判断し、何ら
問題ないと御報告申し上げます。
議 長 ただいま説明がありましたが、御質問等はございませんか。
(質問なし)
議 長 お諮りいたします。議第 2 1 号は、申請のとおり許可することに御
異議ございませんか。
(異議なしの声)
御異議なしと認め、議第 2 1 号は、許可することに決定しました。

議 長 議第 2 2 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程しま
す。事務局の説明を求めます。
事 務 局 (総会資料に基づき説明。)
議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。
1 番、仲野 真委員。
仲野委員 申請事由のとおりです。
議 長 2 番、高橋 昭義委員。
高橋委員 申請事由のとおりです。
議 長 3 番、武田 仁委員。
武田委員 申請事由のとおりです。

議 長 続いて、調査会委員の説明を求めます。五十嵐 慶一委員。
五十嵐委員 現地調査を行いました。許可相当に当たると調査会で判断し、何ら問題ないのご報告申し上げます。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から御質問等はございませんか。那須 桂子委員。
那須委員 地図のことでお伺いします。2番の申請地はこの地図では申請地の周りの土地が申請されずに残っているように見えるが、実際も農地が少し残るといえることですか。

議 長 事務局。
事務局 申請地はグラウンドに隣接しており、農地が残ることはありません。
議 長 那須委員。
那須委員 地図ももっと正確に書いていただきたいです。
議 長 他に御質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第22号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)
御異議なしと認め、議第22号は、許可することに決定しました。

議 長 議第23号「令和4年度第6回農用地利用集積計画について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局 (総会資料に基づき説明。)
議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から御質問等はございませんか。細矢 幸市委員。
細矢委員 2番。期間が10月1日～9月30日ですが稲刈りが9月30日で終わるか疑問です。間違いなく稲刈りが終わる日にちに直した方がいいのではないのでしょうか。

議 長 事務局。
事務局 再設定については前回は令和4年9月30日までになっており、更新して10月1日からとなっております。契約は年単位で考えており、また今までの経緯からも次も更新されるものと想定しておりますのでこの日付となっております。
議 長 細矢委員。
細矢委員 では5月や6月でも田の更新ができるということですか。

議 長 事務局。

事 務 局 新規の集積ですと5月6月は避けていただいております。今回は更新ということで、すでに貸借がされておりその更新は間をあけるのではなく、9月末で終われば10月1日から始まるというように理解しております。

議 長 事情があつてこのような期間になっていると思われまふ。例えば5月の青田の時に病気になつて作れなくなつて貸し出したなど事情も様々ありますのでその点はご了承ください。

議 長 その他ご質問ございませぬか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第23号は、原案のとおり決定することに御異議ございませぬか。
(異議なしの声)
御異議なしと認め、議第23号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上をもちまして、令和4年度第6回天童市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

上記のとおり会議の内容を収録し、相違のないことを証するため署名する。

令和4年9月13日

天童市農業委員会 第6回総会

議 長 堀越 重助

議事録署名委員 1番 佐藤 悦雄 委員
3番 那須 桂子 委員